

議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和5年7月19日（水）	
招集（開催）場 所	岩美町役場 全員協議会室	
出 席 委 員	田中克美委員長、宮本純一副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、田中伸吾委員、寺垣智章委員、川口耕司委員、柳正敏委員、澤治樹委員（副議長）	
欠 席 委 員	なし	
議 長 の 出 席	あり	
職 務 出 席 者	浜野議会事務局長	
傍 聴 者	なし	
開 会	10時00分	
記 録 者	議会事務局 宮内書記	
調 査 事 項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	田中克美委員長	*起立、礼 始める。 きょうから本格的な検討に入る。その第1回だ。 議長あいさつを願う。
あいさつ	足立議長	進度を速めてということをお願いする。
協議事項 (1) 文献研究	田中克美委員長	きょうは、前回配付した市町村アカデミーの講義「自治体議会の課題と事務局の役割」を読むことにしたい。資料に2020年4月と手書きしているのは、アカデミーという冊子の2020年4月発行の分に載っていたという意味だ。 きょう、お手元にもう少し量の多い資料を配付しているが、これは「地方議会活性化シンポジウム2021」という、総務省と県・市・町村議会のそれぞれの全国議長会などが共催で行ったシンポジウムの基調講演だ。これが2021年7月のもので新しいが、内容は2020年の講義と同じだ。ただ、1年経ってるのでだいぶ中身がこなれてる感じがする。実はこれには膨大な資料がついてるが膨大すぎてきょうはつけていない。また後でお渡ししたいと思う。 ただ、きょう読むのは、前回配付したアカデミーの講義の分をしたいと思う。 政策に強い議会、議員になろうということで、その取組、最終的には仕組みをどう作るかということになるのだが、この磯崎教授がいろいろと提案をしているのを踏まえたり、ここで挙げられている、こういうことをやってはどうかというようなことが、実際にこの先生の提言でやったというわけではなくて以前からそれぞれのところでいろんなことをやっているのだが、できるだけそういうのも調べて岩美町としてはど

		ういうやり方をしたらいいのか、どんなふうに考えたらいいのかということを検討していきたいと思う。 きょうはまずこの講義を読んで、この内容を我々が正確に掴むというところだ。 きょうはこれを一通り読んで、わからないことや聞いてみたいことがあれば出してもらおう。2021年7月の基調講演の分は、理解を深めるためにまた後で読んでみてほしい。 田中伸吾委員。好きなところまで読んで。
	田中伸吾委員	* 資料読み上げ（最後まで）
		* 議長、副議長 10時23分退出
		* 副議長 10時30分入室
	田中克美委員長	何かわからないところや疑問があれば。
	田中伸吾委員	ちょっと喉を潤してきていいか。
	田中克美委員長	どうぞ。
		* 田中伸吾委員 10時40分退出
	田中克美委員長	政策形成というイメージがつかめたか。 私はこれを読んで、政策形成って大体議員提案の条例を作るとか、政策提言をするとか、要するに議会単独で政策作りを行うみたいなイメージの方が強かったんだが、ここに言ってるのは、議会改革の方向性の最初のところで「政策形成といっても議員提案条例のように自ら提案・決定するだけでなく予算案のように首長提案であっても、事前に新しい事業云々…」と、要するに執行部の政策形成に寄与することも含む意味だということで、活動がずいぶん広くなるというか。イメージとしてはそういうふうに思った。 これはどういうことだろうかということでも何でもいいが、何かあるか。
	寺垣委員	28ページの左上の方に予算のことで「増額を含めて修正も可能である」と書いてあるが、可能なのかというのが聞きたい。例えば、これはちょっと過ぎるからちょっとだけこっちに回せよみたいな話じゃなくて、全体を増額して、こっちをもっと強化すべきだみたいな話にとれるのだが。議会の権限としてそういうことが果たして本当にできるのか。「予算編成全体をリードすることもできる。」とあるが。
		* 田中伸吾委員 10時44分入室
	田中克美委員長	きょう配った基調講演の資料の、後ろから2枚目の右のページ、3条例案の審議のすぐ上のところだが、「法律上は減額修正には制限はありませんが、増額修正については、長の予算の提出の権限を侵すことはできないという制限がある。」「つまり議会がどんどん増額して当初予算案の趣旨・骨格がわからないような予算案に修正したのでは、首長に提案権を認めた意味がないというわけです。」とある。

		磯崎教授は、「ただ当初の予算案にない款・項を加えるなど、大胆な修正は考えにくいと思いますので、議員の皆さん、心配する必要はないと思います」と言っている。
	柳委員	もともとの権限で、増額は認められるべきではないと習った。予算の提案権を侵さず侵されずの関係が乱れるということと、不信任という受け止めで首長が行動を起こす可能性もあるということも含めて、今の議論をすすめていくと基礎的なことから始めないといけなくなる。予算の提案権の侵害になると不信任とみなして議会解散を発動するかも分からんし、というようなことにも発展するかも分からんから、ちょっと難しい話かも分からん。
	田中克美委員長	まあそれは政治的な思惑なんだが、増額修正がどういう可能性があるのかという話の説明なので。ここから先踏み込んだら、逆ねじ食わせられるでということところまでの議論は今のところはいいと思う。
	柳委員	予算の提案権ということを皆さんに浸透したうえで、今の議論は進めていかないと、提案権と議決権のバランスの中で、提案権の侵害にあたるようになると、不信任ということにも発展する可能性もある、という話だ。そこをきちんと押さえた上でやらないと、分からん方が増額もいけるなという判断をされたらまた変わってくると思う。
	田中克美委員長	増額はできる。ただし、限界があるという話だ。さっき私が読み上げたところも、そういう意味になってるわけだが、議会がどんどん増額して当初予算案の趣旨・骨格が分からないような予算に修正したのでは、首長に提案権を認めている意味がない、というのが総務省の通知の解釈だということ。そんなことになればそれは不信任だと。そういう政治的な駆け引きの話は別として、とりあえず法制上はこうなっていて、縛りがあるけどできるんだという話として理解して。
	寺垣委員	あまり現実的じゃない気がする。
	田中克美委員長	琴浦町議会はやった。否決して修正。 北栄町議会は修正案を出したけど少数差で修正案が否決された。
	柳委員	あれは個別具体の事案に対してのいざこざで・・・
	田中克美委員長	まあ背景は別にして、やりとりとしてはそういうことがあり得るということだ。他にあるか。
	柳委員	個別に田中克美委員長の考えを伺いたいんだが、例えば政策能力向上が重要だということは分かるが、委員長として、今の議会事務局の体制をどのように捉えられておられるか。改善案があるとするならば、どういったシステムだとより効果的な、政策立案能力を伴った議会が形成できるとお考えか。田中克美委員長の意見を参考までに伺っておきたい。

		ちなみに僕は、悲しいかな今の議会事務局の体制では、時間的にも能力的にも無理だと思う。この政策提言ができるという議会を作り上げるために、僕は議員というか議会は議会事務局とセットで動いていかざるを得んと思うのだが、理想論でも結構なので田中克美委員長のお考えを参考までをお願いしたい。
	田中克美委員長	どの程度の議会事務局の体制、補佐の体制がいるのかというのは、今にわかには言えない。というのが、議会事務局とセットというふうには、あまり僕は考えてない。 議会としてどういうことをやるか、どういう活動をするかということをもまず考える。完璧に理想形を追い求めるということには、現実問題としては議会事務局の体制のことがあるんで、それを頭に置きながら、自分らが何をやるのか、何ができるのか、何をしなきゃならんのかということを考える。 おのずと制約が出てくるが、まずそれをはっきりさせて、今岩美町議会としてやらなきゃならん、やった方がいいということがはっきりすれば、それを踏まえて必要な議会事務局の体制や、この教授が提案してるような外部人材の活用とかということも含めて可能な方向を探る。補佐体制はその次と考えている。セットで考えるというのは実際問題なかなか難しいと思っている。
	柳委員	せっかくなので、議員討議にもふさわしい場だと思ってるという観点で。 僕は、他所ともやはり比較すべきだと思うのだが、町村議会と、例えば市議会県議会とは比較にならんわけだけでも、議員が何かしたいことがあってもその体制の中において制約せざるを得んということになったら、その議員が、岩美町議会が目指す理想を下げるわけだ。自分たちが考えてこういったことをやりたい、例えば政策立案にしてもここまで持っていきたいと思っても、残念ながら今の体制でできる限りはここまでだという縛りをかけてしまうと、じゃあ何のための今までの議論かということになってくる。そこがそもそも論なんだが、言葉が悪いが体制が不備だから、こういう理想はあるがここまです活動の制限がかかります、というのはおかしい話だと思う。実際市議会等の人に聞いても、例えば他議会としても、他の団体との交渉折衝や意見交換会も行うが、直ちにその中身を具体的に詳細に調べたいと類似したその改善方法等を求めると、必ずスタッフをもとに調べてもらい、ある一定の材料を持って、自分たちが審査、審議をする。そういった形を踏まえとるということの中で、岩美町議会としても様々に新しい提案をしていくということは理想であり求められることなのかもしれないが、今の体制では無理があると思う。田中克美委員長が言われたように、その中でもできるこ

		とをやれば、できることは当然進めていかないけんのだけど、その上を目指すことが今の体制ではできんなというのは、議会事務局をかばってるわけじゃないが、かなり負担がかかると思う。
	田中克美委員長	出だしから先を危ぶむような話で心外だ。心外という言葉を使わせてもらえば。さっき私は議会事務局の体制の現実を頭に描きながら、やることやれることを考えると書いたが、もう一つあるのは我々自身の力だ。我々自身の力が今の力でどこまでできるのか、どういう仕組みでだったらできるのか、今の力だけでなくそれをさらに引き上げながらやるということを考えていくということだ。 だからその理想形というのは、その力の向上も含めての話なので、議会事務局の体制を今私がこんなふうなことを描いてると言えないのは、我々自身の力の向上のほうを、制約的なものとして、どっちかというと考えているので、私の頭の中では議会事務局の話まではいかないわけだ。我々自身が、今の力でもやれる、そしてさらに力をつけながらもっとそれをこなしていくということに繋がるような仕組みにしたいということだ。もっと言えば町民にその目指してるものやその努力の中身が理解してもらえるといいなというところだ。 今のところは、報酬との関係で考えている面もある。町民から見て完璧な形で議会の力が向上したという時点で我々が報酬の話をするわけじゃない。途上で、下手するとまだ構想段階で話に臨むかもしれないが、少なくともその中身が理解してもらえるような段階にならないと、しかも共通認識でないと話が前に進まないだろうなと思っている。なので、なかなか手探り状態でこれからやらないといけないと思っている。
	柳委員	僕も本当に真剣に考えて喋って、議員自らがどこまで自分を追い込めるかということはまず大前提で、それプラスやはり議会事務局とセットで歩むしか本当の現実化は図れないという意味で申し上げた。田中克美委員長がおっしゃった、まず自分たちがどこまで行けるかということは十分承知したその先を喋った中であって、心外だという言葉を受けて僕は次からもう参加しない。田中克美委員長の考えを否定しているのではない。新しい岩美町議会を作るにはどうしていくべきかと、本当に真剣に議論したくて取えて持論も含めて議員間討議の場とみなして発言したつもりだ。
	田中克美委員長	私も柳委員の発言を否定しているのではない。心外という言葉は適切でなかったかもしれない。それは謝る。 否定はしていない。否定はしていないが、私の思いを言うと、議会のこれまでの、前々期なんかの議会改革の取り組みとかいうようなことも、みんな知ってる議員はいない。私と

柳委員ぐらいだ。だからもう私の心情的には、そういうのも踏まえて、これから住民との意見交換等に臨むときの、ある意味ではこれまでの経過も含めて熟知している貴重な存在だと思っている。存在だけでなく発言もだ。

私のさっきの寺垣委員との質問に対する答えとの関係で言う、柳委員の発言がなんというか、先まで踏み込みすぎたなという、私から見ると。あなたの発言は駄目だ、間違っていると否定してるんじゃないくて、今はそこまで発言する場面ではないだろうという思いがあった。そういうつもりで、心外という言葉を使った。だからこの先議論ができないという話ではないというふうに思っている。不十分な点は謝る。ただ、先ほどのもう出ないという発言はできたら無しにしてほしい。そういうことだ。

他にあるか。今私の心情を語ったが、そういうことも含めて、フランクに発言しあおう。

きょう読んだところでは、2番目の「議会の政策形成の強化」というところが一番ポイントだ。

あと、きょう配った基調講演の方に、町長が提出したものに対するいろいろ審議などを通して政策形成に関わっていくという過程の話として、各論として自治体計画の審議とか予算案の審議、条例案の審議とかそれにどう臨むかということが書いてある。ただ、ざっと目を通して思ったのは、実は議員必携の第3編に議案審議の実際というのがあって、条例案の審議、予算の審議、決算の認定、請願・陳情の審査という、100ページぐらいで詳しく、磯崎教授が語ってないことも含めて書いてある。これはその政策形成に関わっての議案の実際の審議の目の付け所とか、チェックの項目とか、そういうのも含めて詳しく書いてあるのでこれは改めて勉強したいと思ったところだ。

それから公聴会の開催とか、参考人の意見聴取とかいうのもある。

それから磯崎教授が提案しているように、議会の意見書の活用というのも、実は改めて議員必携を見たら、意見書の提出のところにこの様に書いてある。

「町村議会においても住民世論や行政需要を先取りする政策活動の必要性が痛感されるので、その対応の一つとして意見書提出権の積極的活用を今一度考えてみたいということである。」

行政機関に送付して提出して、実現を目指すための唯一の法的手段が意見書の提出なんだということだ。これは国会や国の行政機関に出すだけじゃなくて、要するに町執行部にも当然出せる。その唯一の手段が意見書提出だということで、言ってみればこの「2 議会の政策形成の強化」に書いてある

		(1) 議会の権限の活用、その一つだ。 それから総合計画も議決すべき事件で、岩美町総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止に関することというのが、これは平成23年までは議会の議決すべき事件ではなかった。全国もそれが増えてると書いてあったが、岩美町議会も、対象は基本構想の部分だが決定するのは議会だということで、総合計画も我々がその政策形成の観点から関われるものだということだ。 そういうことも含めて、実際には議会が持つてゐる権限を、我々は本当に有効に活用してきたのかなという思いはある。 だからそういうことも含めて、これからその仕組みや我々自身の活動の習慣にする、あるいはマニュアル化していくというようなこともこれから具体的に考えていきたいと思う。 それから、その範囲ではすぐ実行できることもあるので、この検討期間の終了を待たずにできるものからどんどん実行に移していくというふうにできたらと思う。議会だよりの原稿の中にもそのことは書いた。できることはどんどんやっていくと。そういう形で議会の活動が町民の皆さんに見えるようにしたいと思う。 私の言うことは以上で終わる。 他に聞いておきたいというのが何かあるか。今でなくてもいいが、今あれば。
	皆	なし
閉会	田中克美委員長	最初にも言ったが、2021年の基調講演をきょうの理解のためにもぜひ帰ってから読んでみてほしい。 以上で閉会する。 *起立、礼 11時13分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

議会活動の在り方検討特別委員会

委員長

田中克美

